

新経済政策のもとでの戦闘の方法と組織

六四二 新経済政策のもとでの司法人民委員部の任務について

デ・イ・クルスキーへ

- 写しを (一) 政治局回覧用としてモロトフへ
(二) ア・デ・ツェルーパーへ
(三) ルィコフへ (彼が着いたとき)
(四) 全ロシア中央執行委員会幹部会に回覧用として、同志エヌキッセへ
特別の頼み——写しを何通もとらず、署名をとって見せるだけにし、しゃべったり敵にもらしたりしないこと。

一九二二年二月二十日

同志クルスキー！

司法人民委員部の活動は、どうやら、新経済政策にまだ全然適応していない。

これまではソヴェト権力の戦闘機関は、主として陸軍人民委員部と全ロシア非常委員会であった。いまではとくに戦闘的な役割は、司法人民委員部がになっている。残念ながら、司法人民委員部の指導者たちや、主要な活動家たちはこのことを理解しているようにはみえない。

ソヴェト権力の政敵や、ブルジョアジーの手先 (とくにメンシェヴィキとエス・エル) にたいする弾圧を強化し、もっともすばやい、革命的目的にかなった手続で、革命裁判所や人民裁判所によるこの弾圧を遂行し、モスクワ、ピーテル、ハリコフ、その他いくつかの重要な中心地で一連の模範的な (弾圧のすばやさ強さとの点でも、裁判所や出版物をとおして、その意義を人民大衆に説明する点でも) 裁判をかならずおこない、裁判所の活動を改善し、弾圧を強化するという意味で、党をとおして人民裁判官や革命裁判所員にはたらきかけること——これらすべてが系統的に、執拗に、ねばりづよくおこなわれなければならない、かならずそれを報告させなければならない (司法人民委員部が、わが国では優勢なむだ話をしたりもったいぶることはできるが、働くことはできない「共産主義的な」ぐうたら連中をどう処罰しているか、処罰することをどう学んでいるかについて、ごく簡単な電報式の文体で、実務的に正確に、統計をかならずつけて報告させる)。

新経済政策の分野での司法人民委員部の戦闘的な役割もそれに劣らず重要であるが、この分野での司法人民委員部の弱さと半睡状態は、いっそう言語道断である。われわれが認めたいし、また認めていくのは、国家資本主義だけであること、国家とはつまりわれわれであり、われわれ意識的な労働者、われわれ共産主義者である、ということを理解している気配が見られない。したがって、われわれが国家の概念と任務とを理解しているとおり、国家資本主義のわくからはみだしているあらゆる資本主義を制限し、抑制し、統制し、犯罪を現場でとらえて、こっぴどく処罰することを自分の任務として理解しなかった共産主義者たちは、役だたずの共産主義者だと認めなければならないのである。

ここでは司法人民委員部こそ、人民裁判所こそ、とくに戦闘的な、とくに責任のある任務をになっているのである。この任務を理解している気配が見られない。新聞では、新経

済政策の悪用について騒ぎたてている。こうした悪用にははてしがなくらいである。

ところが、新経済政策を悪用している卑劣漢どもにたいする模範的な裁判についての騒ぎはどこにあがっているだろうか？ こうした騒ぎは起こっていない。そのような裁判がないからである。司法人民委員部は、これがその仕事だということ、——人民裁判所をひきしめ、ゆすぶり、はたきをかけ、彼らに新経済政策の悪用にたいしては銃殺をもふくめて、容赦なくすばやく処罰することを教えることができないのは、司法人民委員部の責任だということを「忘れている」。この責任は司法人民委員部にある。この分野での司法人民委員部の活動には、生きいきとしたものはいささかも見うけられない。そういう活動がないからである。

裁判の教育的意義はとほうもなく大きい。われわれのばあい、これについての配慮はどこにあるのか？ どこに現実の結果の考慮があるのか？ これがない。だがこれがいっさいの司法上の活動のイロハである。

共産党員には、非党員の刑罰の三倍の刑罰をくわえるべきだということも同じイロハである。司法人民委員部はこれにも同じ無頓着さを示している。

ツァーリのころには、検事を督促し、彼らが勝った裁判事件のパーセントにしたがって昇進させたものである。われわれはツァーリのロシアから最悪のもの、官僚主義とオブローモフ主義とを取りいれ、そのために文字どおり窒息しているが、賢いところはなにも取りいれることができなかった。司法人民委員部の参与の一人ひとりに、この官庁の活動家の一人ひとりに、君はおなじ犯罪のかどで共産党員を何人、非党員よりも三倍もきびしく監獄にぶちこんだか、君は官僚を何人、官僚主義と事務渋滞のかどで監獄にぶちこんだか、商人を何人、新経済政策の悪用のかどで銃殺にしたか、それともそれ以外の遊び半分でない（司法人民委員部の鼻先のモスクワで、しょっちゅうやられているようなものでない）刑罰にかけたか、と問い合わせてから、評価しなければならない。この問いに答えられないのか？——諸君は「共産主義のおしゃべり」と、「共産主義者の高慢」のかどで、党から追放しなければならないのらくら者ということになる、と。

新しい民法の編纂がおこなわれている。司法人民委員部は、「流れのままに泳いでいる」。私はそれを知っている。だが司法人民委員部は、流れにさからって戦わなければならない。民法についての古いブルジョア的の概念を取りいれるのではなく（というよりも、彼らが見なっている愚鈍な、古いブルジョア法律家たちにだまされるのではなく）、新しいものを創出しなければならない。「職務上」「ヨーロッパへの順応」方針をとっている外務人民委員部に譲歩するのではなく、この方針と戦い、新しい民法、「私的」契約にたいする新しい態度、等々をつくりあげなければならない。われわれは、「私的なもの」をなにも認めない、われわれにとっては、経済の分野に見られるものはすべて、公法的であって私法的なものではない。われわれはただ国家資本主義を容認するにすぎず、国家とは、前に言ったとおり、われわれである。だから、「私法的」諸関係への国家介入をいっそう広くしなければならない。「私的な」諸契約を取り消す国家の権利を拡大しなければならない。corpus juris romani[ローマ法大全]ではなく、われわれの革命的法意識を「私法関係」に適用しなければならない。このことをどのように賢く、精力的におこなわなければならないかを、系統的に執拗に、ねばりつよく、一連の模範的な裁判によって示さねばならない。このことを学ばず、このことを理解したがない革命裁判所員や人民裁判官は、党を

とおして烙印をおし、追放しなければならないのである。

ジェノヴァを前にして（また全世界を前にして）、司法人民委員部はただちに元気をふるいおこし、全力をそそいで、戦闘的な活動、新しい軌道への移行にとりかからなければ、徹底的に恥をかくことになるだろう。

つぎのことを提起する。

(一) 私の手紙を司法人民委員部の全参与に読んでやること。

(二) 同じく、民法、刑法、国法の分野で、実際に働いている共産党員だけの100人ないし200人の集会でも読みあげること。

(三) これについて（この手紙について）おしゃべりすることを禁止し、これにそむいたばあいには党の責任に問うこと。なぜなら、われわれの戦略を敵に見せてやるのはばかげたことだから。

(四) この手紙の趣旨に完全に同意する共産主義者、司法活動家、司法人民委員部活動家数人に、このテーマについて新聞に論文をいくつか発表させ、一連の公開講演をおこなわせること。

(五) 司法人民委員部の全参与のあいだに、（できれば司法人民委員部の管轄下で働いている他の重要な共産党員のあいだでも）つぎの責任を分担すること。

(イ) 新しい民法の編纂をする部門（とくに、もっとも重要）について。

(ロ) 同じく刑法について。

(ハ) 同じく国法と政治的立法について　これはそれほど緊急ではない。

(ニ) さきにあげた諸中心地での、模範的な、鳴物いりの、教育的な裁判を組織し実施することについて。

(ホ) 人民裁判所や革命裁判所が、実際にソヴェト権力の政敵にたいしても、新経済政策の悪用にたいしても、弾圧を強化できるように（この弾圧が強化されないとすれば、当然まっさきに責任を負うのは司法人民委員部であろう）人民裁判所や革命裁判所を紙の上で統制するだけでなく、実際に統制することについて。

商売したまえ、儲けたまえ、われわれは諸君にこれは許そう。だが、われわれは、正直にやる諸君の義務、正しい、正確な報告を出す義務、わが共産主義的立法の文面だけでなく、趣旨を重視する義務、わが国の法律からいささかも逸脱しない義務を、三倍も高めよう——これこそ新経済政策についての司法人民委員部の基本的ないましめとならねばならないのである。わが国で資本主義が「きびしいしつけをうけ」、「礼儀正しく」なるようにさせることが司法人民委員部にできなければ、司法人民委員部がこの法規の違反を取り締り、恥ずかしいほどばかばかしい、「共産主義的に愚鈍な」一億ルーブリとか二億ルーブリといった罰金で処罰するのではなく、銃殺で処罰することができるのを、一連の模範的な裁判で示さなければ——司法人民委員部はなんの役にも立たないことになり、そうならば私は、中央委員会に司法人民委員部の責任ある指導者たちを完全に更迭させることを自分の義務と見なすだろう。

司法人民委員部の全参与のあいだに上述の仕事がどう分担されたかを、できるだけ早く私に報告してくださるようお願いする——いったいだれが（すべてのことに責任のある人民委員のほかに）民法のしかじかの部門にたいし（ついで刑法等々にたいしても）、模範

的な裁判の実施にたいし（各参与一人ひとりが、いくつかの模範的な裁判の組織と実施で自分の力量を示さなければならない）、またしかじかの県やモスクワのしかじかの地区の革命裁判所や、人民裁判所や、予審官にたいする実務的な監督の責任を負っているのかを、私が完全に正確に知ることができるように。

「部門」を分担し、その結果官僚主義的に居眠りをするのではなく、これこれの生きいきした革命的活動にたいして、参与会にはいつている各共産党員がになう直接の責任——これこそ人民委員がなしとげなければならないことであり、彼がそれをめざすことができるということを証明しなければならないことがらなのである。

人民委員会議議長 ヴェ・ウリヤーンノフ（レーニン）

二伸。私の手紙について、出版物で一言でもふれてはならない。そうしたいものは私の名まえをあげずに、自分で署名して、発言すればよい。もっと具体的な資料で！

第 45 卷 P611-617 『新経済政策のもとでの司法人民委員部の任務について』

1922 年 2 月 20 日に執筆

1924 年に単行本『ソヴェト司法活動家第五回全ロシア 大会。速記録』（モスクワ。ロシア社会主義連邦ソヴェト 共和国司法人民委員部法律出版所）にはじめて一部発表
1964 年に『レーニン全集』第五版、第 44 卷に全文発表
手稿によって印刷

コメント

情勢にみあった課題を正確につかむこと。そのもとでの宣伝の意義、一つ一つの仕事を確実に分担して確実に実行することの必要性、社会主義を目ざす階級的な観点で「私法関係」を徹底的に見直す態度の重要性を口を酸っぱくして述べている。